

広島県告示第千三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和五年十二月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町油木字宗兼乙五五七三の二、乙五五七四の一（次の図に示す部分に限る。）、乙五五七四の二、乙五五八〇の二から乙五五八〇の四まで、乙五五八四の三

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）